

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日)

目 次

- ◇告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇公 告 農業改良普及員資格試験等の実施(農業改良課)

告 示

鳥取県告示第五百十三号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	題 目	書 号	類 別	発行 記号等	表示された発 行所名
4065	雑誌その他 の刊行物	淫志		雑誌	ISBN 4-06-20 4646-37 —BX32	エスケイター出版
4066	"	愛の密だまり		雑誌	ISBN 4-06-20 4646-35 —BX31	エスケイター出版
4067	"	ミルクキー・カップ		雑誌	雑誌01 428E X-16	エスケイター出版
4068	"	魅せる		雑誌	雑誌 AW-16	ADWORK
4069	"	めばえの手帳		雑誌	ISBN 4-06-20 4646-89 —BX30	アルボン出版
4070	"	Candy		雑誌	BP-8 P	テリス出版
4071	"	マカスベット		雑誌	LJ-8 L	テリス出版
4072	"	少女 fan		雑誌	SL-8 L	Do企画
4073	"	歌交謔 梨沙子		雑誌	306A -03	Do企画
4074	"	FREAK		雑誌	ST-7 L	Do企画
4075	"	花恋宮		雑誌	306B -04	Do企画
4076	"	ザ・ナイスMAGAZINE	12月号	雑誌	雑誌コー ド140 09-12	株式会社司書房
4077	"	Hen 1月増刊 ホットビデオ		雑誌	雑誌コー ド179 28-1	ビデオ出版
4078	"	ベストビデオ 2月号		雑誌	雑誌コー ド179 79-2	三和出版株式会社

4079	セクシータクシヨン 4月号	雑誌 0551 3-4	株式会社サン出版
4080	投稿ニヤンニヤン写真 4月増刊 パンデイノート	雑誌 1674 8-4	株式会社サン出版
4081	THEポッキー通信 6月号	なし	三共図書出版社
4082	ビデオララッシュ 6月号	雑誌コー ト133 79-6	株式会社浪速書房
4083	オレソジ写真 7月号	なし	三共図書出版社
4084	極上写真 7月号	なし	三共図書出版社
4085	特選男の遊楽街 7月号	雑誌 1662 3-7	株式会社ダイアブ レス
4086	ビデオ・エックス 7月号	雑誌 0762 1-7	笠倉出版社
4087	ビデオララッシュ 7月号	雑誌コー ト133 79-7	株式会社浪速書房
4088	HARDギヤル 7月号	なし	三共図書出版社
4089	ビソクマニア 7月号	なし	三共図書出版社
4090	VIDEO GAL通信 42	なし	三共図書出版社

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたとので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により公布する。

平成三年六月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 廣 中 卓 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ワイドビジョン2	株式会社大一商会
〃	フォーミュラー2	〃

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成 3 年 6 月 25 日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 試験の期日

平成 3年10月14日（月）及び同月15日（火）

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）、都道府県立農業講習施設（短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限2年以上のものに限る。）又は財団法人農民教育協会鯉淵学園普及専攻科において農業（生活改良普及員資格試験にあっては、家政（生活を含む。）に關する正規の課程を修めて卒業した者）は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者

- (2) 短期大学、都道府県立農業講習施設(1)の農業講習施設を除く。以下「都道府県立農業講習所」という。）、都道府県立農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。以下同じ。）、財団法人農民教育協会鯉淵学園（普及専攻科を除く。）若しくは学校法人自由学園最学部第二部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、果樹試験場、野菜試験場及び茶業試験場農業技術研修課程（昭和36年農林省告示第1360号）による研修課程を修了した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修課程（昭和34年農林省告示第416号）による研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又

はこれらの期間を通算した期間が2年（農業に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年。(3)において同じ。）以上に達するもの
 ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育
 イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導

- (3) 短期大学、都道府県立農業講習所若しくは都道府県立農民研修教育施設において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関において農業に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と(2)のイ若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

- (4) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、(2)のイ若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

- (5) 次の表の試験区分ごとに、各項目に対応した学科欄に掲げる大学（短期大学を除く。）の学科の正規の課程を修めて卒業した者又は試験実施日から起算して1年以内に卒業見込みの者で、当該項目に対応する履修科目欄に掲げる科目のうち5科目以上を履修しているもの（該当科目の履修を証明する書類を提出し、知事の認定を受けたもの）

区分	項目	学 科	科 目
農業改良 普及員 資格試験	農業・園芸	理科 教育科	植物生理学 植物分類学 植物生理化学 植物化学 植物形態学 分析化学 遺伝学
	農 芸 化 学	理科 工科	物理化学 無機化学 有機化学 分析化学 生物化学
農業改良 普及員 資格試験	農業機械	工科	機械学 材料力学 機械製図 工業力学 電気工学 計測工学 応用数学 電子工学
	農業土木	工科	水工学 測量学 土質力学 土木施工法 河川工学 土木材料学 土文学
農業改良 普及員 資格試験	農業経営・ 農業経営	経済科 経営科	経済原論 統計学 農業政策 経済学 簿記 経営学
	被 服	教育科	被服材料学 被服整理学 被服構成 服飾史 服飾美学 染色学
生活改良 普及員 資格試験	食 物	農科 理科 農科 理科	栄養化学 食品化学 食品保藏学 微生物学 物理化学 統計学 微生物学
	住 居	工科 教育科	環境工学 構造力学 設計製図 建築設備 住居史 都市計画 緑地計画
生活改良 普及員 資格試験	家 庭 管 理	文科 教育科	家庭社会学 統計学 生計学 社会学 原論 社会学 原論 社会学 原論 社会学 原論
	児 童	文科 教育科	発達心理学 教育心理学 臨床心理学 青年心理学 人間関係学 精神衛生学

(6) その他
ア 外国にある学格を卒業した者は、当該学校の修学年限及び課程に

応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

イ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職機関と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とし、筆記試験は改良普及員として必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項について、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

(2) 筆記試験は、次表のとおり左欄に掲げる区分に應ずる必須項目及び選択項目について行う

区 分	必須項目	選 択 項 目
農業改良普及員 資格試験	教育概論 農業経営	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育种 家畜飼養 家畜衛生 家畜育種及び家畜繁殖 殖 土壤肥料 栄養化学 農産製造 農業 水利 土地改良 農業機械 農業経済 植 物生理 農村社会学 統計学
		被服材料学 被服構成学 被服整理学 染 養学 食品学 調理学 生物化学 微生物

生活改良普及員 資格試験	教育概論 家数学原論	学 住生活学 住居環境学 設計製図 庭経済学 社会福祉学 発達心理学 精神 衛生 家庭物理化学 保健衛生 農村社会 学	家
-----------------	---------------	--	---

(3) 必須項目についての筆記試験は、択一式又は記述試験（以下「択一・記述試験」という。）とする。また、選択項目についての筆記試験は「択一・記述試験及び論文試験とし、受験者は、択一・記述試験においては4項目を、論文試験においては1項目を、それぞれ選択項目のうちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一・記述試験と論文試験とにおいて同一の項目を重複して選択することができる。

5 受験手続

(1) 受験者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて、知事（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農業改良課）に提出すること。

ア 履歴書

イ 受験資格を有する者であることを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4 cm、横3 cmの大きさのもの）

(2) 受付期間

平成3年7月1日（月）から同年8月20日（火）まで

なお、郵送による申込みは、平成3年8月20日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(3) 受験者は、受験手数料として3,010円の鳥取県収入証紙を受験願書

にはり付けて納入すること（この場合、消印をしないこと）。また、県外からの受験者は、現金書留で3,010円を納付すること。

なお、既に納付した手数料は還付しない。

6 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

7 その他

試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課（電話0857—26—7273）に照会すること。なお、郵便で照会する場合は、返信用封筒に62円切手をはり付けたものを同封すること。